



# 佐賀県の交通事故の発生状況



## 1 佐賀県の交通情勢 平成26年中

人口10万人当たりの **人身交通事故発生件数**

人口10万人当たりの **交通事故死者数**

人口10万人当たりの **交通事故負傷者数**

さらに

免許保有人口10万人当たりの  
**県外での人身交通事故原因者**

**全国  
ワースト1位**

**全国  
ワースト2位**

## 2 主な特徴

65歳以上の高齢者の死者が多い。（全死者56人中34人、構成比60.7%）

夜間の歩行中の死者が多い。（歩行中死者20人中14人、構成比70.0%）

ドライバーから見て右から左への横断が多い。

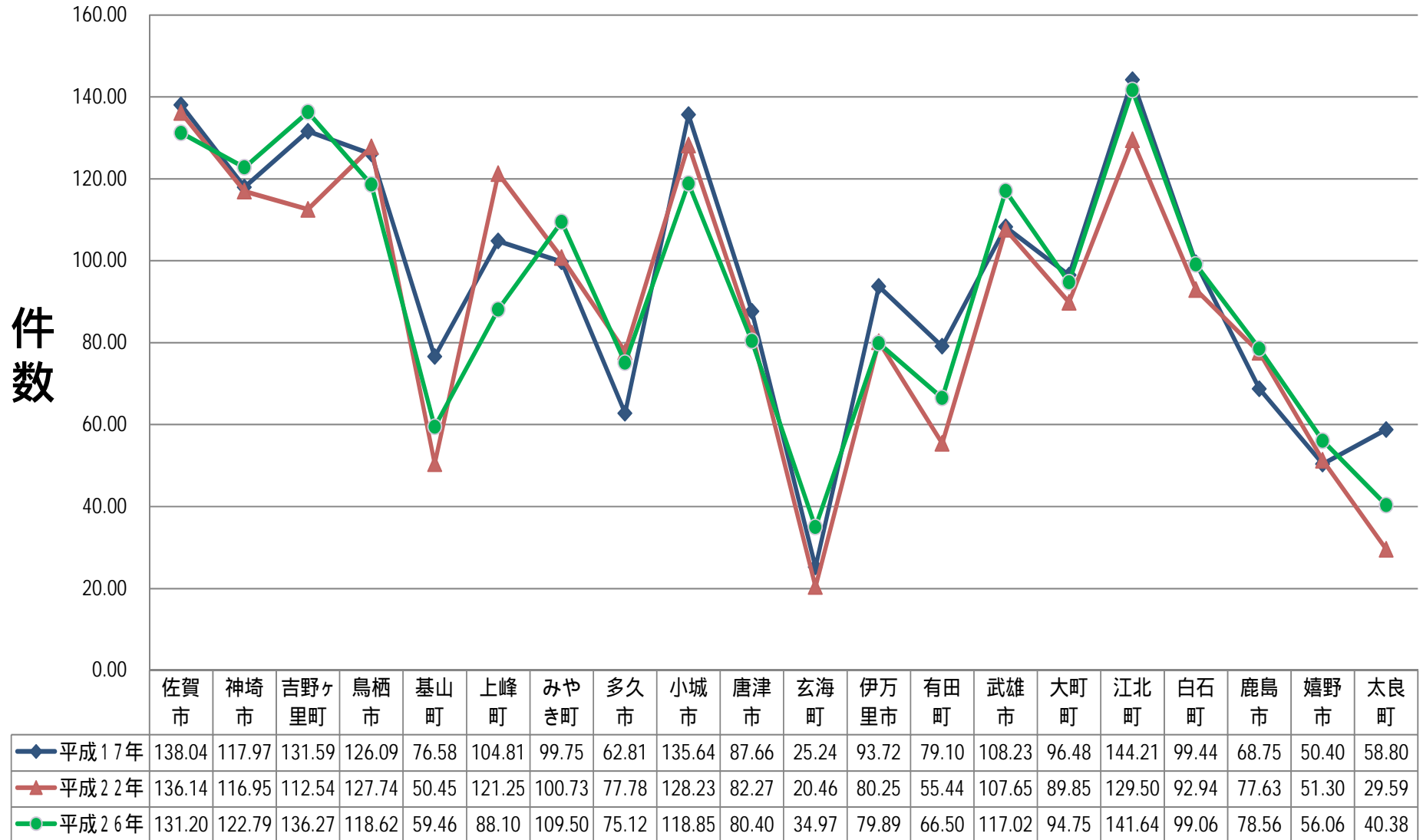
（道路横断中死者16人中10人、構成比62.5%）

追突事故が多い。（人身事故8,870件中3,992件、構成比45.0%）

### 3 市町別の発生状況

【特徴】 主要幹線道路での発生が多い。  
年によって多少増減はあるが、10年前とほぼ同じ傾向である。

平成17, 22, 26年各市町の人口1万人当たりの人身交通事故発生件数



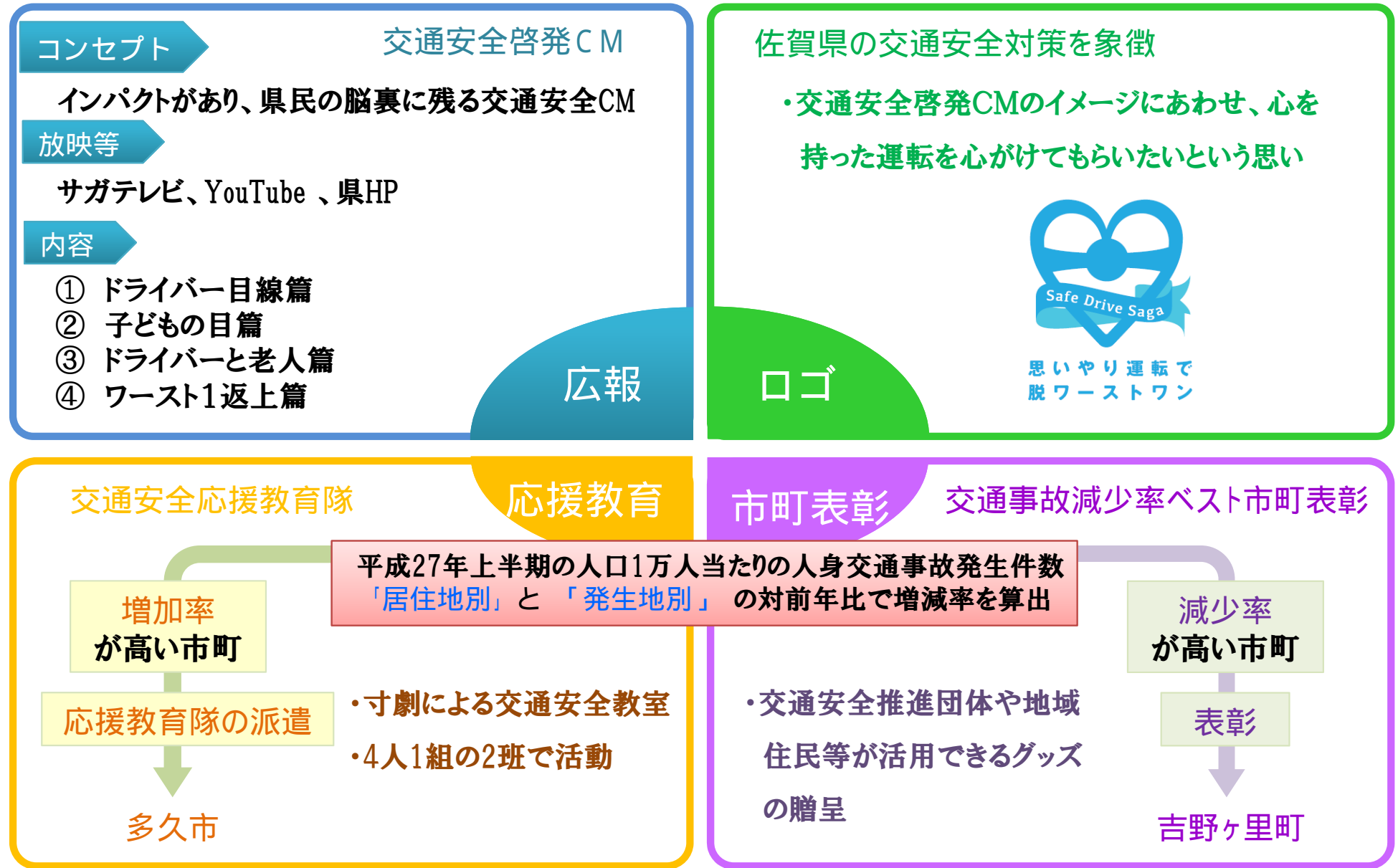
## 4 市町別ワーストランキング

市町別人口1万人当たりの交通事故(発生・死者・負傷者)総合ワーストランキング  
【過去10年間の順位】

順位	市 町	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	順位合計
1	江北町	1	1	12	2	4	1	1	4	5	2	33
2	佐賀市	2	4	4	10	3	3	2	3	2	4	37
3	吉野ヶ里町	9	5	1	7	6	9	5	1	1	1	45
4	小城市	5	3	6	4	8	2	3	5	6	5	47
5	神崎市	7	6	2	9	2	7	6	2	4	3	48
6	武雄市	3	2	8	8	10	4	7	6	3	10	61
7	鳥栖市	4	9	5	5	9	5	8	7	7	9	68
8	みやき町	10	8	3	3	5	10	9	9	10	6	73
9	大町町	8	11	10	1	1	15	4	10	11	13	84
10	白石町	11	10	9	6	11	6	10	11	8	8	90

各市町の人口1万人当たりの人身交通事故発生件数、死者数、負傷者数を算出して、それぞれのワースト順位を付け、その順位を積算して、各年の総合ワーストランキングとした。

# 5 交通事故ワースト1からの脱却！緊急プロジェクト





# 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会



開催までのスケジュール（予定）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
事項	開催要望書提出 開催内々定		国体正式競技決定	中央競技団体会場地視察	開催申請書提出 開催内定		会場地総合視察 開催決定	リハーサル大会開催		国体・全障スポ開催
組織	県準備委員会 (第 期)	拡大		県準備委員会 (第 期)			県実行委員会 (市町実行委員会)			
	競技力向上対策本部(仮称)									
作業	基本構 想作成	競技会場地 事前調整	競技会場地 調整・選定	会場地準備						
	競技役員 養成 事前調査	競技役員養成、広報・県民運動、宿泊・輸送、式典など順次準備								



## 大会の 基本理念

選手、スタッフ、ゲームズメーカー、観客など両大会に関わるすべての人々が、最高のパフォーマンスを発揮し、誰もが自分のスタイルでスポーツを楽しみ共感し合える喜びを、佐賀から発信する大会。

## 取組の柱1

### 佐賀の「デザイン」との融合

- ・両大会開催準備の同時進行
- ・佐賀らしい競技力向上の取組
- ・ボランティア育成システムの構築 など

## 取組の柱2

### 佐賀の「スポーツスタイル」との融合

- ・県民が大会の何れかに関わる仕組みづくり
- ・子どもが自分に合ったスポーツを発見できる  
周辺イベントの開催 など

## 取組の柱3

### 佐賀の「本物」との融合

- ・佐賀県の魅力を発信し、佐賀ファンを創る取組
- ・リピーターを増やす取組 など

ど

## 大会後に

## 佐賀県に

## 残したいもの

### さがんレガシー 1

誰もがスポーツを  
楽しみ・語る さが



例: スポーツを楽しむ人が増え、世代を超えて会話が弾んでいる。

### さがんレガシー 2

アスリートが  
活躍する さが



例: 本県の選手が、継続的に世界の舞台で活躍している。

### さがんレガシー 3

スポーツツーリズム  
の拠点 さが



例: 国内外からスポーツ関連イベント等での来県者が増えた。

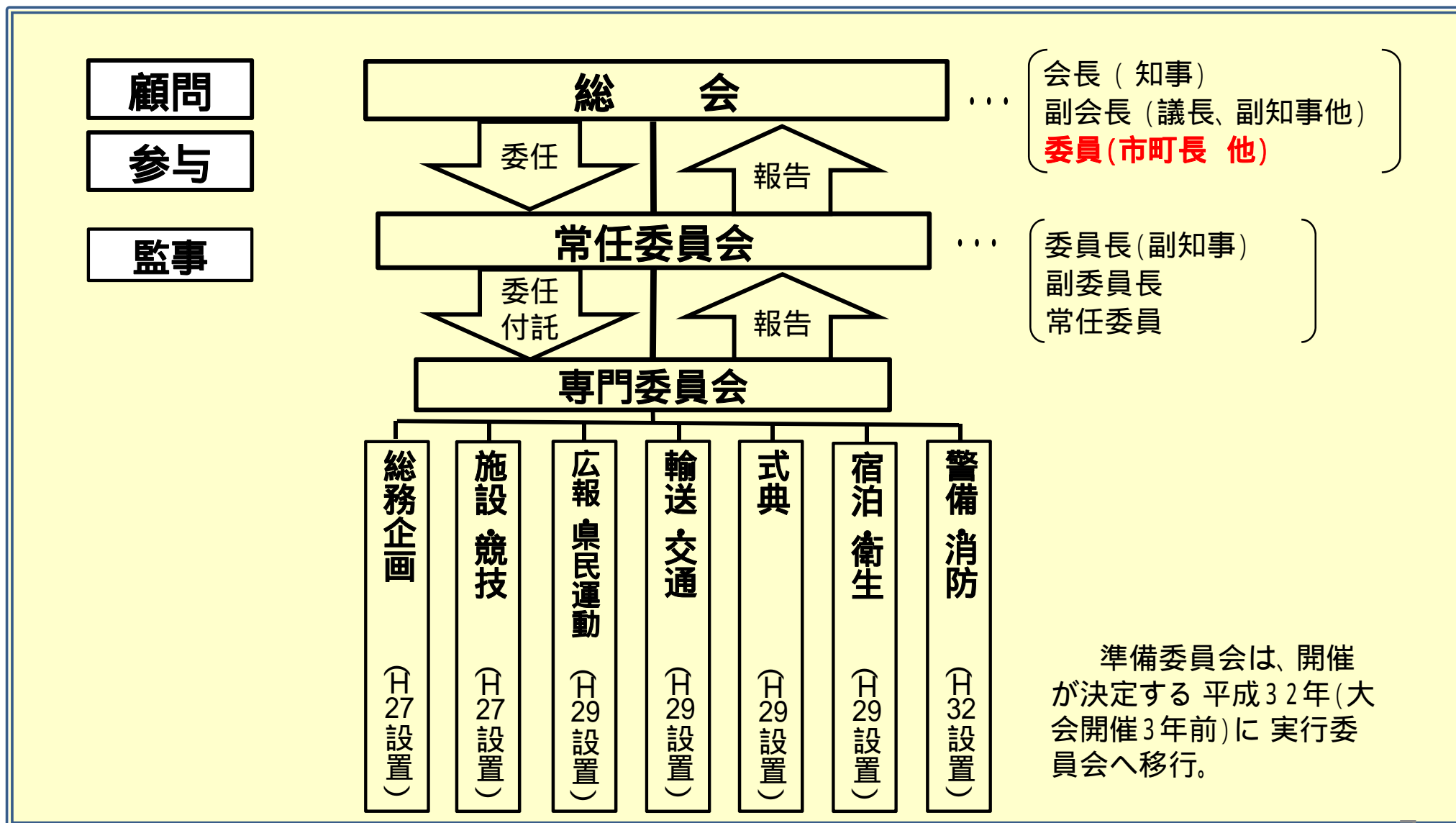


# 佐賀県準備委員会(第 期)の概要



メンバー：県、市町、関係機関・団体等で構成

設置時期：平成27年12月24日に設置予定



# 屋外広告物制度と県・市町の役割について

良好な景観の形成、危害防止

- ・ 許可制度により、広告物の大きさや高さ、距離等を規制
- ・ 重要交差点や景観地区、公園等における広告物を禁止
- ・ 違反広告物の是正指導、除却

市町

地域の特性にあった規制を

- ・ 独自の条例制定（佐賀市）
- ・ 特例地区
- ・ 権限移譲（武雄市）

県

広域的かつ最小限の規制を

- ・ 佐賀県屋外広告物条例



宿交差点（江北町）





# 屋外広告物制度の位置づけ

## 美しい景観づくりの推進

- (目的) 県民共有の財産である佐賀県の美しい景観をより良いものとして次世代に引き継ぐ。
- (理念) 県民・CSO、事業者と行政が互いに連携しながら、県内の美しい景観を資産として守り育て、活用していくことにより、ふるさと佐賀県への誇りと郷土愛を育む。
- (取組) 平成20年3月に景観条例を定め、美しい景観づくりに向けて以下の施策に取り組んでいる。
- ・地域の特色を活かした景観づくりの推進(市町主体)
  - ・地域の景観資源の保全、活用(「佐賀県遺産」)
  - ・景観に配慮した**屋外広告物**の規制・誘導(条例運用)

## 屋外広告物は**景観づくりの重要な要素**の一つ

屋外広告物条例を設け、事業者、県民、行政が一体となって美しい景観と調和した屋外広告物となるよう取り組んでいく。



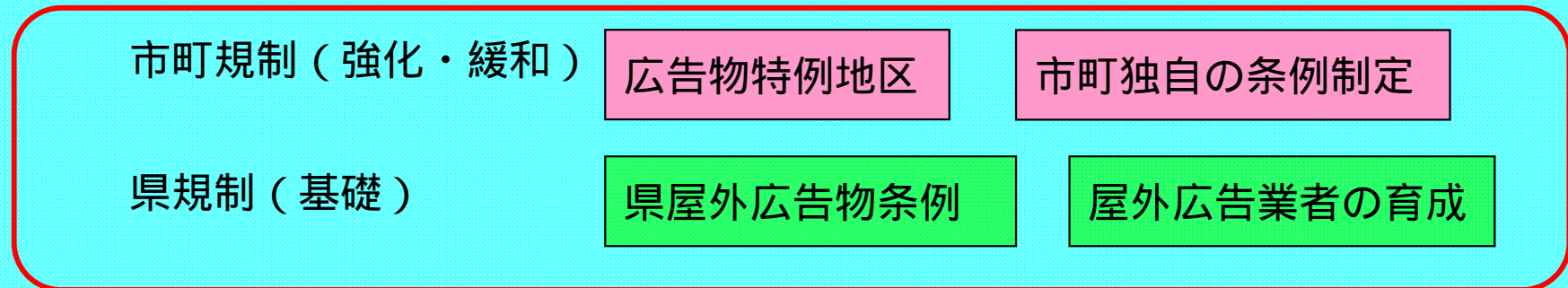
# 県・市町の役割について

## 1 景観づくり同様、屋外広告物の規制は最も身近な市町が行うのが相応しい

- (1) 屋外広告物条例の制定 . . . 佐賀市（景観行政団体）
- (2) 地方自治法の事務処理特例に基づく権限移譲 . . . 武雄市（景観行政団体）

## 2 屋外広告物規制・誘導の方針

- (1) 県は緩やかな規制（最小限の基準づくり）を実施
- (2) 市町は地域の特性にあった規制を実施



地域の実情に応じて、景観保全と産業振興の双方に配慮した屋外広告物の規制を実現

# 広告物特例地区について

知事は、市町長の申し出に基づき、許可区域のうち当該市町の特定の区域を、許可基準を変更できる「広告物特例地区」として指定することができる。（条例第5条の2）

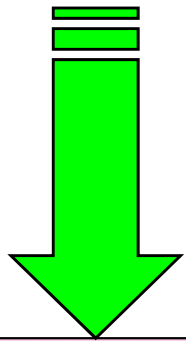
## 第1種許可区域（厳しい基準）

第2種許可区域を除く許可区域（都市部以外）

## 第2種許可区域（緩やかな基準）

市街化区域及び用途指定区域（都市部）

（但し、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域を除く。）



第1種許可区域（厳）でも景観保全の観点から更に厳しくしたい。  
第1種許可区域（厳）でも一定の市街化が見られるので緩和したい。  
第2種許可区域（緩）でも基準を厳しくしたい。

## 広告物特例地区（地域の実情に配慮）

知事と市町長が協議して独自の基準を定めることができる。